

議案第 7 3 号

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 5 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(用途及び規模の基準)

第 2 条 水防法第 1 5 条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める用途は、工場、作業場又は倉庫とする。

2 水防法第 1 5 条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める規模は、延べ面積が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水防法第15条第1項第3号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定めるため、この条例を制定するものである。